

議 会 運 営 委 員 会 次 第

令和5年9月22日(金)

1 委員長開議宣告

2 議長挨拶

3 議 題

(1)追加議案について

(2)最終日の日程について

(3)閉会中の所管事務調査について

4 委員長散会宣告

副市長の選任について

松戸市副市長に次の者を選任致したい。よって地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

住 所 松戸市牧の原一丁目102番地の21
氏 名 伊 藤 智 清

提 案 理 由

本市副市長のうち、1人の任期が令和5年9月30日をもって満了するので、後任者を選任するため。

いとうとも きよ
伊藤智清

昭和32年5月24日生

学 歴

昭和55年 3月 早稲田大学商学部卒業

職 歴

昭和55年 4月 松戸市役所入所
厚生部国民年金課勤務
平成15年 4月 秘書課長補佐
平成16年 4月 監査委員事務局長補佐
平成20年 4月 教育委員会生涯学習本部企画管理室専門監
平成21年 4月 総務企画本部人事課専門監
平成22年 4月 市民環境本部市民担当部地域振興課長
平成23年 4月 秘書課長
平成24年 4月 参事監兼秘書課長
平成25年 4月 市民部審議監
平成26年 4月 総務部長
平成29年 4月 代表監査委員
令和 元年10月 副市長

選 考 理 由

副市長は、市の広範複雑な事務を処理、監督するとともに、政策及び企画を掌り、市長を補佐する重要な任務を有している。

伊藤智清氏は、総務部長、代表監査委員を歴任し、現在、副市長としてその職責を全うしているところである。

同氏は、令和元年10月の副市長就任以来、増大する行政需要や山積する課題に迅速かつ効果的に対応し、その卓越した手腕と行動力を存分に発揮していただいております、その豊富な行政経験と実績から、引き続き副市長としての重責を担っていただけるものと思料する。

監査委員の選任について

松戸市監査委員に次の者を選任致したい。よって地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

住 所 千葉県柏市豊住5丁目3番23号

氏 名 関 聡

提 案 理 由

識見を有する者のうちから選任した監査委員のうち、1人の任期が令和5年9月30日をもって満了するので、後任者を選任するため。

関 聡

昭和38年5月28日生

学 歴

昭和61年 3月 国士舘大学政経学部卒業

職 歴

昭和61年 4月 松戸市役所入所
税務部資産税課勤務
平成19年 4月 教育委員会生涯学習本部企画管理室長補佐
平成22年 4月 市民環境本部市民担当部地域振興課長補佐
平成25年 4月 教育委員会生涯学習部教育企画課専門監
平成27年 4月 教育委員会生涯学習部教育施設課長
平成29年 4月 総務部参事監兼人事課長
平成31年 4月 病院事業管理局長
令和 2年 4月 総務部長

選 考 理 由

関聡氏は、松戸市役所入所後、教育施設課長、人事課長、病院事業管理局長等を歴任し、現在、総務部長として職責を全うしており、財務管理、経営管理、行政運営に関し優れた識見を有していることから、地方行政の適正な運営を確

保するために大変重要な任務を有する監査委員として、十分その力量を発揮していただけるものと思料する。

令和5年松戸市議会9月定例会

議事日程第7号

令和5年9月22日午前10時開議

日程	事 件 名		備 考	
1	認 第 1	定 号	令和4年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について	一括議題
	認 第 2	定 号	令和4年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認 第 3	定 号	令和4年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認 第 4	定 号	令和4年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認 第 5	定 号	令和4年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認 第 6	定 号	令和4年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認 第 7	定 号	令和4年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認 第 8	定 号	令和4年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認 第 9	定 号	令和4年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	認 第 10	定 号	令和4年度松戸市水道事業決算の認定について	
	認 第 11	定 号	令和4年度松戸市病院事業決算の認定について	
認 第 12	定 号	令和4年度松戸市下水道事業決算の認定について		
2	議 第 15	案 号	令和5年度松戸市一般会計補正予算（第4回）	一括議題
	議 第 16	案 号	令和5年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	
	議 第 17	案 号	令和5年度松戸市介護保険特別会計補正予算（第1回）	
	議 第 18	案 号	令和5年度松戸市病院事業会計補正予算（第1回）	
	議 第 19	案 号	松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

2	議案第20号	松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について	一括議題
	議案第21号	松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
	議案第22号	契約の締結について	
	議案第23号	和解及び損害賠償の額の決定について	
	議案第29号	松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
3	令和5年度請願第1号	ゆきとどいた教育を推進するために少人数学級にすることを求める請願	一括議題
	令和5年度請願第2号	ゆきとどいた教育を推進するために給食費の無償化を求める請願	
	令和5年度請願第3号	ゆきとどいた教育を推進するために市費負担事故対策教職員を求める請願	
	令和5年度請願第4号	ゆきとどいた教育を推進するために教育施設の整備を求める請願	
	令和5年度請願第5号	ゆきとどいた教育を推進するためにプール清掃を業者に委託することを求める請願	
	令和5年度陳情第1号	中学校給食に関する陳情	
4	議員提出議案第8号	核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書	一括議題
	議員提出議案第9号	教員の残業代を適切に支給するよう公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を求める意見書	
	議員提出議案第10号	「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束にもとづき東京電力福島第一原子力発電所からのALPS処理水等の海洋放出の即時中止を求める意見書	
	議員提出議案第11号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書	
	議員提出議案第12号	ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書	
5	所管事務の継続調査の許可について		

委員会審査結果一覧

(認定議案)

○ 決算審査特別委員会

認定第 1 号	令和4年度松戸市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	多数意見
認定第 2 号	令和4年度松戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	多数意見
認定第 3 号	令和4年度松戸市松戸競輪特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	多数意見
認定第 4 号	令和4年度松戸市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	全会一致
認定第 5 号	令和4年度松戸市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	全会一致
認定第 6 号	令和4年度松戸市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	多数意見
認定第 7 号	令和4年度松戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	多数意見
認定第 8 号	令和4年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	多数意見
認定第 9 号	令和4年度松戸市相模台地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定 すべきもの	多数意見
認定第 10号	令和4年度松戸市水道事業決算の認定について	認 定 すべきもの	全会一致
認定第 11号	令和4年度松戸市病院事業決算の認定について	認 定 すべきもの	多数意見
認定第 12号	令和4年度松戸市下水道事業決算の認定について	認 定 すべきもの	全会一致

委員会審査結果一覧

(一般議案)

○ 総務財務常任委員会

議案第15号 令和5年度松戸市一般会計補正予算(第4回) 可決すべきもの 全会一致

議案第21号 松戸市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 可決すべきもの 全会一致

○ 健康福祉常任委員会

議案第16号 令和5年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第1回) 可決すべきもの 全会一致

議案第17号 令和5年度松戸市介護保険特別会計補正予算(第1回) 可決すべきもの 全会一致

議案第18号 令和5年度松戸市病院事業会計補正予算(第1回) 可決すべきもの 多数意見

議案第19号 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 可決すべきもの 全会一致

議案第23号 和解及び損害賠償の額の決定について 同意すべきもの 多数意見

議案第29号 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 可決すべきもの 全会一致

○ 教育環境常任委員会

議案第22号 契約の締結について 同意すべきもの 全会一致

○ 建設経済常任委員会

議案第20号 松戸市自転車競走実施条例の一部を改正する条例の制定について 可決すべきもの 多数意見

委員会審査結果一覧

(請願・陳情)

○ 教育環境常任委員会

令和5年度 請願第1号	ゆきとどいた教育を推進するために少人数学級にすることを求める請願	不採択とすべきもの	多数意見
令和5年度 請願第2号	ゆきとどいた教育を推進するために給食費の無償化を求める請願	不採択とすべきもの	多数意見
令和5年度 請願第3号	ゆきとどいた教育を推進するために市費負担事故対策教職員をを求める請願	不採択とすべきもの	多数意見
令和5年度 請願第4号	ゆきとどいた教育を推進するために教育施設の整備を求める請願	不採択とすべきもの	多数意見
令和5年度 請願第5号	ゆきとどいた教育を推進するためにプール清掃を業者に委託することを求める請願	不採択とすべきもの	多数意見
令和5年度 陳情第1号	中学校給食に関する陳情	不採択とすべきもの	多数意見

議案（決算・一般・議員提出）・請願・陳情討論者一覧表

令和5年9月22日

種別	討論者氏名	議案・請願・陳情	賛否	順位
議案（決算）	宇津野史行議員	第1号（一般）～第3号（競輪） 第6号（介護）～第9号（相模台区画） 第11号（病院）	反対	1
	広瀬優斗議員	第1号（一般）～第12号（下水道）	賛成	2
	山中啓之議員	第1号（一般）、第3号（競輪） 第8号（新松戸区画）、第9号（相模台区画）	反対	3
	鈴木智明議員	第1号（一般）～第12号（下水道）	賛成	4
	岡本優子議員	第1号（一般）～第12号（下水道）	賛成	5
	増田薫議員	第1号（一般）～第6号（介護） 第9号（相模台区画）～第12号（下水道）	賛成	6
		第8号（新松戸区画）	反対	
	戸張友子議員	第1号（一般）～第7号（後期高齢者） 第9号（相模台区画）～第12号（下水道）	賛成	7
		第8号（新松戸区画）	反対	
嶋原舞議員	第1号（一般）	賛成	8	
湯浅文議員	第2号（国保）、第11号（病院）	反対	9	
議案（一般）	DELI議員	第15号（一般補正）	賛成	1
	山口正子議員	第16号（国保補正）～第18号（病院補正）	反対	2
	工藤鈴子議員	第18号（病院補正）	反対	3
	湯浅文議員	第18号（病院補正）、第23号（和解）	反対	4
	ミール計恵議員	第20号（自転車競走実施）	反対	5
	関根ジロー議員	第20号（自転車競走実施）	賛成	6
	山中啓之議員	第20号（自転車競走実施）	反対	7
	増田薫議員	第22号（契約の締結）	賛成	8
請願・陳情	嶋村新一議員	請願第1号（少人数学級）～ 請願第5号（プール清掃の委託化）	賛成	1
	嶋原舞議員	請願第1号（少人数学級）～ 請願第5号（プール清掃の委託化）	反対	2
	戸張友子議員	請願第1号（少人数学級）～ 請願第5号（プール清掃の委託化）	賛成	3
		陳情第1号（中学校給食）		
湯浅文議員	請願第1号（少人数学級）～ 請願第5号（プール清掃の委託化）	賛成	4	
	陳情第1号（中学校給食）			
議員提出	織原正幸議員	議員提出議案第8号（オブザーバー参加）	反対	1
	嶋原舞議員	議員提出議案第11号（下水サーベイランス）	反対	2

決算討論時間 割当表

会 派 名	割当時間
市民クラブ	17分
公明党	15分
はじめの会	11分
日本共産党	10分
政策実現フォーラム・社民	10分
立憲民主党	9分
無所属	7分

議員提出議案第8号

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書
の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月21日提出

松戸市議会議員	嶋村新一
同	ミール計恵
同	山口正子
同	宇津野史行

核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める意見書

ウクライナ侵略を続けるロシアのプーチン政権は「核の威嚇」を公言し、アメリカ、イギリス、フランスも「核抑止力」への依存姿勢を変えていない。また北朝鮮は弾道ミサイル実験を繰り返し行っており、中国も核弾頭を増加させていることに懸念が高まっている。核軍縮交渉の前途は予断を許さない状況である。

しかし、反核平和の世界の流れは加速しており、核兵器禁止条約には68カ国・地域が参加し、署名は92カ国・地域へと広がっている。

さらに国内でも日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の決議や意見書を、全国の自治体の37%にあたる663の議会が採択している。

2023年8月、被爆地である広島県広島市の平和宣言では「一刻も早く核兵器禁止条約の締約国となり、核兵器廃絶に向けた議論の共通基盤の形成に尽力するために、まずは本年11月に開催される第2回締約国会議にオブザーバー参加していただきたい」と訴えており、長崎県長崎市も同様の宣言をしている。

被爆の実相を語れるのは、唯一の戦争被爆国である我が国だけである。

よって、本市議会は国に対し、被爆地からの願いにも真剣に耳を傾け、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第9号

教員の残業代を適切に支給するよう公立の義務教育諸学校等の
教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出す
る。

令和5年9月21日提出

松戸市議会議員	嶋村新一
同	ミール計恵
同	山口正子
同	宇津野史行

教員の残業代を適切に支給するよう公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を求める意見書

教員の長時間労働は深刻である。2023年4月に文部科学省が公表した教員勤務実態調査の速報値では、教諭1日当たりの在校等時間・持ち帰り時間の計は、平日公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。過酷な働き方が原因で、学級担任も見つからないなどの「教員不足」が広がり「いま手を打たないと学校が崩壊する」という声が上がっている。

この教員不足には、1971年に、政府が公立学校の教員に残業代を支給せず、その代わりとして給与額の4%を新たに支給することなどを規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）を、当時の野党の反対を押し切って成立させたという背景がある。残業代がなければ残業時間数を計ることもなく、行政は教員の労働時間に無頓着になるのは明らかであり、残業代を不支給とする給特法が長時間労働を引き起こす温床となっている。また2021年のさいたま地方裁判所の判決でも「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していないのではないか」と疑問を投げかけている。

教員の長時間労働の解決は待ったなしである。それに不可欠な教員の定数増と合わせ、長時間労働の温床である「定額働かせ放題」と言われる状況を改善するために、残業代を支給することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、教員の残業代を適切に支給するよう公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第10号

「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束にもとづき東京電力福島第一原子力発電所からのALPS処理水等の海洋放出の即時中止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）、環境大臣、復興大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月21日提出

松戸市議会議員	ミール	計	恵
同	D E L I		
同	関 根	ジロー	
同	原	裕 二	
同	宇津野	史 行	
同	二階堂		剛

「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束にもとづき東京電力福島第一原子力発電所からのALPS処理水等の海洋放出の即時中止を求める意見書

2023年8月22日、政府は東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水等について海洋放出を決定し、24日午後1時、東京電力は海洋放出を開始した。国内外から多くの反対の声が噴出する中の強行である。福島県内の市町村のうち、7割以上の自治体が処理水等の放出に関して、反対や慎重な対応を求める内容の意見書を可決している。

2015年8月、政府及び東京電力は福島県漁業協同組合連合会（以下県漁連）に対してALPS処理水等に関して「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」と約束した。その後も2023年8月17日のNGOと東京電力、経済産業省との交渉の際に至るまで「約束を順守する」と繰り返してきた。岸田文雄首相は、2023年8月20日、東京電力福島第一原子力発電所を視察し、東京電力幹部と意見交換を行ったが、県漁連関係者には会わなかった。関係者の筆頭というべき地元福島漁業者にも会わず、約束を反故にし、海洋放出を決定したことは、裏切り行為であり、不誠実極まりなく、世界各国からの信頼を失うと強く指摘するものである。

政府と東京電力が県漁連と交わした文書について、2021年4月14日、高市早苗衆議院議員が自身のコラムに『「汚染水対策が更に前進しリスク低減が図られていることを国内外に積極的に広報・情報発信してまいります」として「水産物の調査結果等に関する消費者、流通業者や国内外の報道機関への説明会の開催」や「説明会等による各国在京大使館への情報提供や在外公館を通じた情報提供」を約束している。しかし現在でも日本産食品の輸入規制を続けている国と地域が15も残っているのだから、政府が十分な対応を済ませたとは言えない。』『県漁連の会長が処理水の海洋放出に反対の発言をしておられ、先日は、全国漁業協同組合連合会の会長がわざわざ官邸を訪問されて海洋放出に反対の意見を表明していた。「関係者の理解」という約束を果たす前に、政府は海洋放出を決定してしまった。仮に「実際に放出を開始する2年後までに、

関係者の理解を得られれば良いだろう」と考えているのならば、あまりにも不誠実である』と書いており、これは政治家として至極真っ当な姿勢である。

東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興は、政府及び東京電力の責任でなすべきものである。そのためには、漁業者をはじめとした関係者及び本市市民を含めた地元住民と丁寧な対話を行い、国民的な理解を得るため、政府及び東京電力が説明責任を果たしていくことが求められている。

よって、本市議会は国に対し「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束にもとづき東京電力福島第一原子力発電所からのALPS処理水等の海洋放出の即時中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第11号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年9月21日提出

松戸市議会議員	原	裕	二
同	二階堂		剛
同	織原	正	幸
同	末松	裕	人

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また新たな感染症に対応するためにも「下水サーベイランス（下水疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

よって、本市議会は国に対し、内閣官房が令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところであるが、下記事項について早急に措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

議員提出議案第12号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な
診療上の評価等を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり
意見書を提出する。

令和5年9月21日提出

松戸市議会議員	石	塚	裕
同	鴈	野	聡
同	石	井	勇
同	飯	箸	公明
同	織	原	正幸
同	末	松	裕人

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な 診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

またその後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一カ所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって、本市議会は国に対し、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会

令和5年9月定例会最終日議事予定表

